

徳島労働局発表  
平成22年5月13日

担 当	徳島労働局労働基準部監督課
	監督課長 辻 政司
	監察監督官 新居 明
	電話 088-652-9163

## ～平成21年の徳島県内の賃金不払の状況～

- **賃金不払事案は、増加傾向【表1】**  
(平成19年137件→平成20年154件→平成21年157件)
- **賃金不払事件の送検件数は、大幅に増加【表3】**  
(平成19年0件→平成20年5件 →平成21年11件)
- **未払賃金の立替払に係る申請は、大幅に増加【表4】**  
(平成19年9件→平成20年7件→平成21年17件)

徳島労働局（局長 加藤 敏彦）は、平成21年（1月～12月）の徳島県内における賃金不払事案の状況を取りまとめた。

その結果、労働者が賃金不払の事実を労働基準監督署に申し立て、賃金不払と認定した件数は、平成21年157件で平成20年と比べ微増し、高止まりの状況が続いている。賃金不払事件の送検件数は、平成21年11件で平成20年と比べ倍増している。未払賃金の立替払に係る申請は、平成21年17件で平成20年と比べ約2.5倍に増加している。

これらの数値が増加した要因としては、徳島県内においても、リーマンショック以降の経済情勢の悪化等が影響しているものと見ている。

賃金は、労働者とその家族の生活の原資であることから、賃金の不払という事態は本来起こってはならないものである。

賃金の支払義務を履行しない事業主に対しては、引き続き監督指導を的確に実施し、悪質な事業主に対しては司法処分を行うなど厳正に対処していくこととしている。

また、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者については、労働者の速やかな救済を図るため、未払賃金の立替払制度を迅速かつ適正に運用していくとともに、一層の周知を図ることとしている。

- 平成21年は、157件を賃金不払と認定。  
件数、不払額、不払対象者数は、いずれも増加の傾向。

【表1】賃金不払状況の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
件数（件）	119	128	137	154	157
対前年比	—	+7.6%	+7.0%	+12.4%	+1.9%
不払対象者（人）	178	197	254	320	329
対前年比	—	+10.7%	+28.9%	+26.0%	+1.8%
不払額（千円）	61,224	49,368	67,420	80,930	90,402
対前年比	—	▲19.4%	+36.6%	+20.0%	+11.7%

※ 労働基準監督署に対し行われた申告事案が対象。

※ 申告とは、労働者が事業場の労働基準関係法令違反の事実を労働基準監督署に申し立て、その是正を求める制度

【表2】業種別 賃金不払の状況（平成21年）

	製造業	商業	接客娯楽業	建設業
件数（件）	32	31	22	19
不払対象者（人）	90	52	29	62
不払額（千円）	24,133	18,735	3,604	27,772

※件数の多かった業種の順に列挙

- 平成21年の送検件数（14件）のうち、賃金不払に関するものは11件。  
賃金不払にかかる事件の送検件数が大幅に増加。

【表3】送検件数の推移（徳島県）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
送検件数	11	12	9	15	14
うち賃金不払	5	4	0	5	11

■ 未払賃金の立替払について

平成 21 年は、未払賃金の立替払に係る申請件数が大幅に増加。

平成 21 年の申請（17 件）を業種別に見ると、建設業が最多で 10 件、製造業は 4 件。

【表 4】未払賃金の立替払に係る申請（認定申請）件数の推移

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
認定申請数（件）	6	5	9	7	17

【表 5】労働基準監督署を通じた立替払の状況

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
企業数（件）	8	6	8	11	13
立替払決定（人）	52	23	47	87	77
立替払額（千円）	3,226	1,006	2,087	3,882	2,868

※ 人数・金額は、労働基準監督署長が立替払額を決定した時期（年）のものを計上

(※) 未払賃金の立替払制度

企業倒産に伴って賃金が支払われないまま離職した場合、未払賃金の一定範囲について、政府（独立行政法人労働者健康福祉機構）より立替払を受けることが可能。

労働基準監督署では、裁判所の決定（破産手続開始の決定等）を受けずに勤務先（中小企業に限る。）が倒産した場合、立替払を行うための業務（事業主の支払能力や未払賃金額の調査・決定）を行っています。

なお、労働基準監督署を通じて立替払を受けるためには、勤務先の事業（主）について、倒産の状態にある旨の「認定」を受ける必要があります。

【表 4】は、その認定を求めてなされた申請件数の推移。